

運営推進会議議事録

平成 28 年 7 月 29 日 14 : 00～14 : 50

場所：ヘルシーハイム会議室

参加者

地域：福丸 清生 様
地域：上野 徹典 様
利用者：桐原 敬史 様
利用者：吉田 照子 様
利用者家族：樋口 一清 様
知見者：後藤 榮子 様
ヘルシーハイム職員
栗田 淳二
牛島 恵子
永松 加寿子
今澤 千晴
山村 直人

運営推進会議

1. 開会の挨拶

ヘルシーハイム理事長より、開会の挨拶と社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」についてと法人全体の事業活動明細書の説明を行う。(参考資料)

2. 委員紹介

委員紹介と本日参加のヘルシーハイム職員の紹介を行う。

3. 運営推進会議主旨説明

運営推進会議を行うにあたり、地域密着型サービスについての説明、地域密着型通所介護への移行後の変更点での説明を行う。

4. 平成 27 年度ヘルシーハイムデイサービス事業報告・活動報告

- ・デイサービスの 1 日の流れの説明（別紙 1）
- ・平成 27 年度利用者推移
- ・平成 27 年度職員異動状況
- ・駅弁の日の紹介と一覧（別紙 2）
- ・年間行事の紹介（施設広報誌 クジラ通信 No24 No25）
- ・学習療法説明（学習療法資料）
- ・機能訓練説明
- ・デイサービス利用者独居率割合とそれに対する取り組み

平成 27 年度 第一回 運営推進会議 式次第

平成 28 年 7 月 29 日（金）14：00～

場所：ヘルシーハイム会議室（小倉北区南丘 1-7-24）

1. 開会の挨拶
2. 委員紹介
3. 運営推進会議主旨説明
4. 平成 27 年度デイサービス事業報告・活動報告
5. その他

・次回開催予定 平成 29 年 3 月

| | 参加者 | 所属 | 氏名 | ふりがな |
|----|---------|-----------------|--------|----------|
| 1 | 地域 | 小倉北区自治総連合会長 | 福丸 清生 | ふくまる すがお |
| 2 | 地域 | 北九州市立今町市民センター館長 | 上野 徹典 | うえの てつのり |
| 3 | 利用者 | 北九州市戸畑区 | 桐原 敬史 | きりはら ひろし |
| 4 | 利用者 | 北九州市小倉北区 | 吉田 照子 | よしだ てるこ |
| 5 | 利用者のご家族 | 北九州市小倉南区 | 樋口 一清 | ひぐち かずきよ |
| 6 | 知見者 | 椎ノ木荘 生活相談員 | 後藤 榮子 | ごとう えいこ |
| 7 | ヘルシーハイム | ケアマネージャー | 牛島 恵子 | うしじま けいこ |
| 8 | ヘルシーハイム | 所長 | 山村 直人 | やまむら なおと |
| 9 | ヘルシーハイム | 生活相談員 | 永松 加寿子 | ながまつ かずこ |
| 10 | ヘルシーハイム | 生活相談員兼ケアワーカー | 今澤 千晴 | いまざわ ちはる |

2. 委員参加者紹介(敬省略)

3. 運営推進会議趣旨説明

運営推進会議とは、介護保険法上の地域密着型サービスの中に設置されている事となっています。

(1) 地域密着型サービスについて

高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために創設されたサービスであり、以下の類型があります。ヘルシーハイムデイサービスセンターについては⑤地域密着型通所介護に該当します。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | ⑥夜間対応型訪問介護 |
| ②認知症対応型通所介護（介護予防） | ⑦小規模多機能型居宅介護（介護予防） |
| ③認知症対応型共同生活介護（介護予防） | ⑧地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | ⑨看護小規模多機能型居宅介護 |
| ⑤地域密着型通所介護（平成28年4月から） | |

(2) 地域密着型サービスになることによる変更点

地域密着型通所介護に移行する場合は、地域密着型サービスに位置付けられるため、より一層の地域との連携が求められることとなります。具体的には、今までの居宅サービスと比べ、以下の点が変更となります。

① サービス利用者の制限

原則として北九州市の住民（介護保険の被保険者）だけがサービスを利用できます。

② 運営推進会議の設置及び開催

地域との連携や事業所**運営の透明性を確保**するために、利用者やその家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。また、会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません。公表につきましては、ヘルシーハイムホームページで公表させていただきます。運営推進会議は、当該事業所が利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置されるものであり、厚生労働省令で定められていることから、当会議が必要な回数開催されていない等、適正な開催がされていない場合は、基準違反として、指導の対象となります。

参考資料

北九州市ホームページ www.city.kitakyushu.lg.jp

地域密着型通所介護等への移行に係る事業所説明会

説明会配布資料(平成 27 年 12 月 14 日)

4. 平成 27 年度 ヘルシーハイムデイサービス事業報告・活動報告

平成 27 年度ヘルシーハイムデイサービスセンターは今回、地域密着型になる前の事業規模でしたので、1 日の定員 38 名で行っておりました。

平成 28 年 4 月より、地域密着型通所介護へ移行のため、平成 28 年 3 月 1 日から、1 日定員 18 名に変更となりました。

サービス提供時間が 9:00～17:00 となっており、職員は早勤(7:30～16:30)・日勤(9:00～18:00)体制をとっております。又、時間延長ご希望の利用者様には、別途 500 円頂きた食のサービスもおこなっています。(別紙 1 参照)

現在の日課サービスとして、送迎・入浴・昼食・文化レクリエーション・運動レクリエーション・機能訓練・学習療法・おやつ・カラオケなどをおこなっています。

機能訓練に関しては集団訓練・個別訓練と機能訓練指導員等のもと実施しています。学習療法に関しては学習療法士の資格を有する職員のもと実施しています。

音楽教室・アロママッサージ・フラワーアレンジメントを外部の方により、2 ヶ月に一度実施しています。

昼食前は、健口体操を実施し、帰宅前にヘルシー体操をおこなっています。

新規の利用者様のために、無料での体験利用をおこなっています。更に居宅事業所・地域包括支援センターとの連携を強めるための訪問活動、年に 1 回参加している今町市民センターでの文化祭での地域交流、ご家族との面談等をひきつづき継続します。また、現在ご利用されているご利用者様に対してもご家族・ご本人様と面談の機会を増やし、機能訓練も含め個々に満足していただけるようなサービス提供を実施していく予定です。

① 平成 27 年度 利用者推移

| | 要支 援 I | 要支 援 II | I | II | III | IV | V | 計 | 1日平均 | 稼働 率% |
|------------|-----------|------------|-------|------|-------|------|------|-------|------|----------|
| 4月 | 52 | 19 | 99 | 42 | 84 | 55 | 18 | 369 | 12.3 | 32.4 |
| 5月 | 52 | 18 | 91 | 47 | 102 | 59 | 21 | 390 | 13.0 | 33.1 |
| 6月 | 61 | 24 | 98 | 45 | 97 | 37 | 22 | 384 | 12.4 | 33.7 |
| 7月 | 52 | 25 | 114 | 57 | 94 | 40 | 25 | 407 | 13.1 | 34.6 |
| 8月 | 50 | 27 | 110 | 42 | 97 | 32 | 18 | 376 | 12.1 | 33.0 |
| 9月 | 59 | 32 | 109 | 54 | 95 | 25 | 19 | 392 | 13.1 | 34.4 |
| 10月 | 72 | 30 | 99 | 63 | 84 | 52 | 16 | 416 | 13.5 | 35.3 |
| 11月 | 50 | 33 | 113 | 46 | 94 | 46 | 15 | 397 | 13.2 | 34.8 |
| 12月 | 56 | 33 | 122 | 52 | 73 | 34 | 17 | 389 | 13.0 | 33.0 |
| 1月 | 49 | 33 | 103 | 49 | 63 | 27 | 15 | 339 | 10.9 | 30.8 |
| 2月 | 47 | 30 | 113 | 43 | 76 | 35 | 13 | 357 | 11.9 | 32.4 |
| 3月 | 45 | 30 | 112 | 42 | 56 | 33 | 16 | 334 | 10.8 | 23.1 |
| 計 | 645 | 334 | 1,283 | 582 | 1,015 | 475 | 215 | 4,550 | 12.4 | 33.0 |
| 月平均 (人) | 53.8 | 27.8 | 106.9 | 48.5 | 84.6 | 41.5 | 17.9 | 379.2 | | |

② 職員異動状況 (単位：名)

| 職 種 | 管理 者 | 相談員 | | 看護 | | ケアワーカー | | 機能訓練指導員 | | 計 |
|-------|---------|-----|---|----|---|--------|---|---------|---|----|
| | | 正 | 契 | 正 | 契 | 正 | 契 | 正 | 契 | |
| 26年度末 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 9 |
| 入社 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 異 増 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 動 減 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 退社 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 27年度末 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 | 10 |

※生活相談員 1 は生活相談員及びケアワーカーと兼務である。

※27年度末職員数に年度末日 (H28.3.31) 退職者 派遣看護職員 1 名含む。

③ 駅弁の日一覧（H27 年度実績）※8月は夏祭り行事の為、中止

| | | |
|-----|------|-------------------|
| 4月 | 京都府 | 京都駅 加茂川弁当 |
| 5月 | 兵庫県 | 姫路駅 あなごめし弁当 |
| 6月 | 三重県 | 松坂駅 特選牛肉弁当 |
| 7月 | 鹿児島県 | 鹿児島中央駅 かしわ飯弁当 |
| 9月 | 高知県 | 高知駅 よさこい弁当 |
| 10月 | 岐阜県 | 美濃太田駅 ちらし寿司ておけ弁当 |
| 11月 | 東京都 | 東京駅 あさり飯弁当 |
| 12月 | 福島県 | 会津若松駅 会津のおばあちゃん弁当 |
| 1月 | 徳島県 | 徳島駅 阿波地鶏弁当 |
| 2月 | 愛知県 | 名古屋駅 びっくりみそかつ弁当 |
| 3月 | 滋賀県 | 草津駅 お鉢弁当 |

(別紙2参照)

④ 年間行事のご案内（H27 年度実績）

| | |
|-----|-----------------|
| 4月 | 志井川沿い・桜お花見 |
| 5月 | 農事センター・バラ見学 |
| 6月 | 高塔山・紫陽花見学 |
| 7月 | 七夕・流しそうめん |
| 8月 | 夏祭り |
| 9月 | 敬老会 |
| 10月 | 運動会 |
| 11月 | 今町市民センター文化祭・家族会 |
| 12月 | 望年会 |
| 1月 | 篠崎神社初詣 |
| 2月 | 節分会・恵方巻き |
| 3月 | ひな祭り |

(くじら通信参照)

⑤ 学習療法の取り組み状況

(1)学習療法とは

東北大学の川島隆太教授を中心とする産・学・官の共同研究チームによって研究・開発され、認知症予防・改善する効果が科学的に証明された唯一の非薬物療法です。音読と計算を中心とする教材を用いた学習を、学習者と支援者がコミュニケーション取りながら行うことで、学習者の認知機能やコミュニケーション機能、身辺自立機能などの前頭前野機能の維持・改善をはかるものと定義されています。(学習療法資料参照)

(2)学習療法について

教材のランクがあり、読み・書き共にA～Dの区分があり、各々、1～6段階に分かれています。A1が最も優しく、D6が最も難しくなっています。半年に一度検査を行い、個々にあったランクの教材を実施しています。教材費として、別途2,000円頂いております。

「読み書き・簡単な計算・数唱」をする事で、認知症の予防・改善をめざしています。

毎日13:00から30分、希望者様に実施しております。

学習療法実施者様：現在6名実施中

学習療法の内分け

読み：A4・・・1名、B4・・・1名、B5・・・1名、C3・・・2名、D1・・・1名

計算：A3・・・1名、B5・・・1名、B6・・・1名、C3・・・2名、D1・・・1名

数唱：数字盤30 1名 数字盤50 2名 数字盤100 3名

⑥ 機能訓練の取り組み状況

集団体操・その利用者様の状態に合わせた個別での機能訓練を実施しています。

現在、行っている訓練内容として、

(1)集団体操：①下肢筋力の維持・向上を目的とし、ボールを使用しての下肢内側の筋力訓練、セラバンドを使用しての下肢外側の筋力訓練、重錘を使用して下肢へ負荷をかけての筋力訓練、膝を軽く曲げてのハーフスクワットにより、下肢の筋力訓練を行っています。

②起立動作の確認、能力維持の為の起立訓練

③足関節の可動域の維持のため踵あげを実施しています。

(2)歩行訓練：ご利用者様の日常生活での移動範囲にあわせ、園内・園外・・・平行棒内の歩行訓練を実施しています。

(3)階段昇降：ご自宅で階段・段差等ある場合、段差の上り下り能力を維持できるように実施しています。

(4)マッサージ・関節可動域訓練：関節の動く範囲で機能訓練指導員等のもと無理の無いように実施しております。腰痛予防等の為、マッサージを実施しています。

(5)矯正台：立位姿勢を矯正するため、正しい姿勢を取り、5分間実施しています。

(6)手指巧緻動作訓練：指の細かい動作(箸を使う等)能力の維持・向上を図る為、実施
しています

(7)骨盤底筋体操：骨盤を閉め、尿漏れなどの予防を行う為、実施しています。

(8)基本動作訓練：日常生活の中で必要な動作訓練(トイレ動作、ベッドからの
起き上がり等)を実施しています。

機能訓練実施者の内分け

- 集団体操 27名
- 歩行訓練 21名
- 階段昇降 10名
- マッサージ・可動域訓練 3名
- 矯正台 3名
- 手指巧緻動作訓練 2名
- 骨盤底筋体操 1名 基本動作訓練 1名

機能訓練実施者様：31名

⑦ デイサービスご利用者様独居率の割合：約30%(登録利用者43名中)

- ◇ 今町 4名
- ◇ 南ヶ丘 3名
- ◇ 北方 1名
- ◇ 城野 1名
- ◇ 田町 1名
- ◇ 三郎丸 1名
- ◇ 大島 1名
- ◇ 八幡東区 1名

計 13名

⇒ 独居利用者に対する対応

- 安心情報セットの配布・設置・更新
- デイサービスを休まれた時の状況確認
- その他

(参考)

社援基発 0601 第 1 号
平成 28 年 6 月 1 日

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。)が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、その趣旨及び内容については、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について(平成 28 年 3 月 31 日社援発 0331 第 41 号社会・援護局長通知)」においてお示ししたところです。今般、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項のいわゆる「地域における公益的な取組」について、その趣旨等を下記のとおりお示しますので、御了知の上、管内関係機関、関係団体への周知等よろしくお取りはからい願います。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成 27 年 4 月 17 日社援基発 0417 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)は廃止します。

本通知のうち、3(3)については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

1 「地域における公益的な取組」を行う趣旨

社会福祉法人(以下「法人」という。)については、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革の際に、社会福祉法第 24 条(経営の原則)において法人の本旨に関する規定を整備したところですが、今般、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項で規定された「地域における公益的な取組」に係る責務については、法人の本旨から導かれる法人が本来果たすべき役割を明確化したものです。

2 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 平成 28 年改正法第 24 条第 2 項の要件

平成 28 年改正法第 24 条第 2 項は、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」としています。

当該規定に明記された「地域における公益的な取組」の要件は、

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
- ③ 無料又は低額な料金を提供される福祉サービスであること

です。

上記の法律上の要件は、法人が他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することを明記したものであり、上記③の要件である「無料又は低額な料金を提供される福祉サービス」の実質的な意義は、既存の制度の対象とならず、公的な費用負担^(※)がない福祉サービスを提供することです。

※ 委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいいます。

(2) 「地域における公益的な取組」の要件の意義

「地域における公益的な取組」は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

社会福祉法における公益事業とは、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業であって、社会福祉と関連のない事業は該当しません。

したがって、「地域における公益的な取組」は、社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要があります。

- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

福祉サービスを受ける者としては、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」と規定されており、心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要する者が該当します。

- ③ 無料又は低額な料金を提供されること

無料又は低額な料金を提供される福祉サービスとは、多様な事業主体が福祉サービスの実施主体として参入する中、法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置などの公的な助成が行わ

れているものであり、高い公益性を有する特別の法人に求められる役割として、地域社会に積極的に貢献していくための事業等です。

したがって、当該取組は、直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、又は料金を徴収せずに実施する事業等が該当します。

なお、既存の制度の対象となり、公的な費用負担^(※)がある場合は、無料又は低額な料金で提供する福祉サービスとはいえ、「地域における公益的な取組」には該当しません。

※ 委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいいます。

「地域における公益的な取組」の該当性を判断する際の参考となる考え方は〔別添1〕のとおりです。

3 「地域における公益的な取組」実施の際の留意事項

- (1) 「地域における公益的な取組」と平成28年改正法第55条の2（平成29年4月施行分）に規定する「地域公益事業」の関係について（〔別添2〕参照）

「地域における公益的な取組」は、全ての法人の責務として規定したものであり、継続的に行われるものではない取組も含まれます。

一方、平成28年改正法第55条の2に規定する「地域公益事業」は、社会福祉充実残額を保有している法人が、その財産を活用する社会福祉充実計画に位置付ける「事業」として規定しているものであり、社会福祉法第26条に規定する公益事業に含まれるものです。

なお、平成28年改正法第55条の4において、法人が社会福祉充実計画を作成する場合の検討順位は、第1に「社会福祉事業（職員処遇の充実を含む）」、第2に公益事業の中の「地域公益事業」、第3に「その他の公益事業」とされています。

- (2) 定款上の取扱いについて

「地域における公益的な取組」のうち、継続的に行われるものではない取組については、従前の取扱いのとおり定款の変更を必要としません。

なお、公益事業のうち、規模が小さい事業の取扱いは以下の通知のとおりです。

「公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。」

（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙2社会福祉法人定款準則第二一条（備考一））

(3) 所轄庁の指導監督について

「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならず、社会福祉法第61条第1項第1号及び第2号（事業経営の準則）を遵守することが必要です。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（事業経営の準則）

第六十一条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を經營する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を經營する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を經營する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 （略）

2 （略）

(4) その他

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする法人として、「地域における公益的な取組」を実施するものであり、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉事業の適切な実施に影響が及ばないようにしなければなりません。

については、福祉各法に基づく基準や運営費等に係る取扱い（注）に則して実施することが必要です。

（注）

① 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）

- ② 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）
- ③ 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（平成18年10月18日障発第1018003号）
- ④ 指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて（平成24年8月20日障発0820第8号）
- ⑤ 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成12年3月10日老発第188号）

また、「地域における公益的な取組」については、各法人がそれぞれ主体的に実施することが求められますが、小規模な法人において、単独で実施することが困難であるような場合には、複数の法人で連携し実施することも考えられます。その場合、各法人は、単に資金拠出するだけでなく、その役員、職員が直接サービス提供に関わるなど実質的に事業等の実施主体となることが必要となります。

平成28年改正法第24条第2項のいわゆる
「地域における公益的な取組」の考え方について

- 以下については、平成28年改正法第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」の該当性を法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨に（前記要件等）に則して判断する必要があります。

なお、

ア 「地域における公益的な取組」は、以下の例に限定されるものではないこと

イ 「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があります

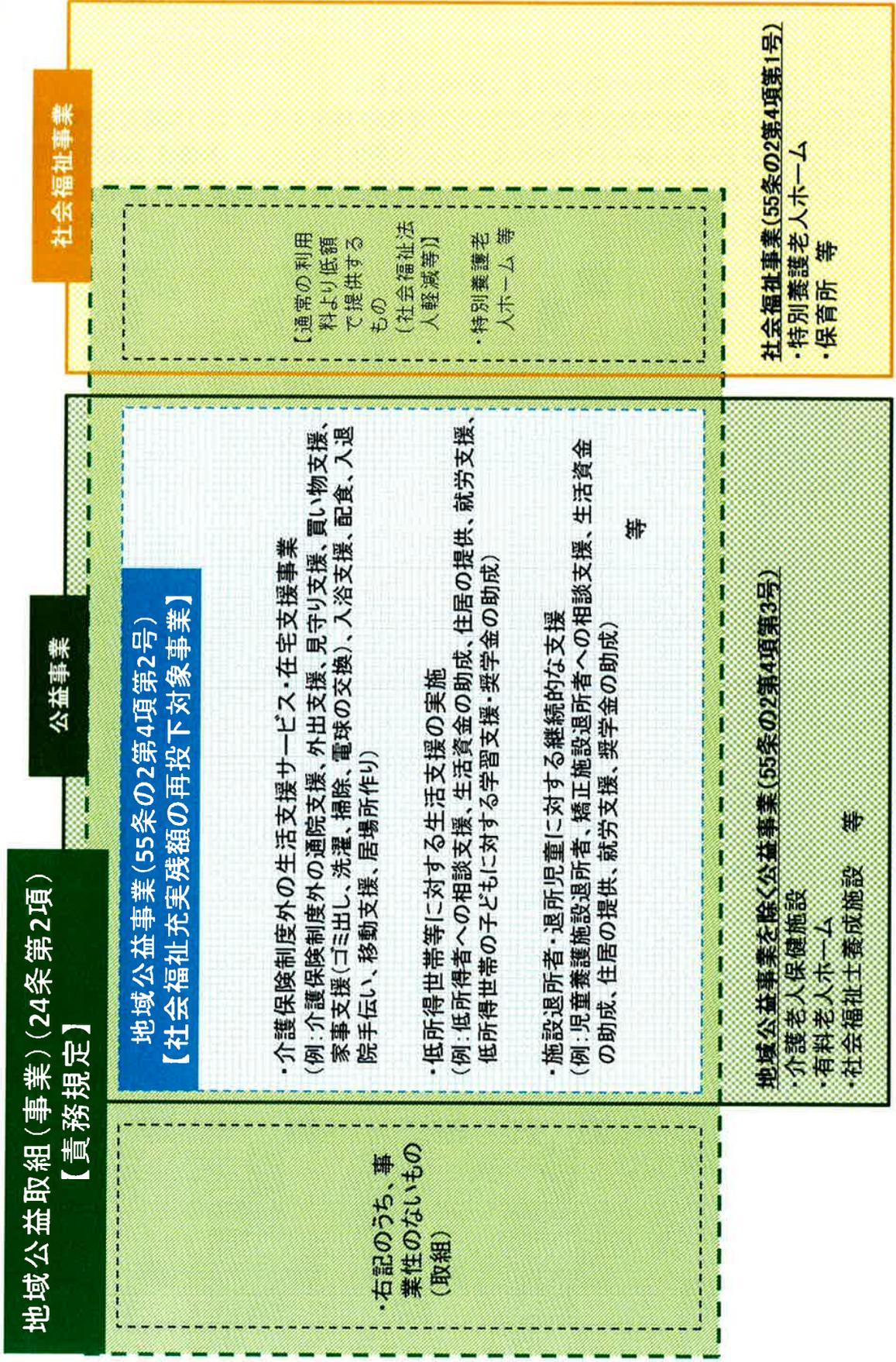
を念のため申し添えます。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対するものであること
- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得ますが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得ますが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得ますが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

③ 無料又は低額な料金で提供されること

- ・ 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得ます。
- ・ 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当します。

「地域における公益的な取組(24条第2項)」と「地域公益事業(55条の2第4項第2号)」との関係



地域公益取組(事業)(24条第2項)
【責務規定】

地域公益事業(55条の2第4項第2号)
【社会福祉充実残額の再投下対象事業】

公益事業

社会福祉事業

・右記のうち、事業性のないもの(取組)

- ・介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業
(例:介護保険制度外の通院支援、外出支援、見守り支援、買い物支援、家事支援(ゴミ出し、洗濯、掃除、電球の交換)、入浴支援、配食、入院手伝い、移動支援、居場所作り)
- ・低所得世帯等に対する生活支援の実施
(例:低所得者への相談支援、生活資金の助成、住居の提供、就労支援、低所得世帯の子どもに対する学習支援・奨学金の助成)
- ・施設退所者・退所児童に対する継続的な支援
(例:児童養護施設退所者、矯正施設退所者への相談支援、生活資金の助成、住居の提供、就労支援、奨学金の助成) 等

【通常の利用料より低額で提供するもの
(社会福祉法人軽減等)】

- ・特別養護老人ホーム等

地域公益事業を除く公益事業(55条の2第4項第3号)

- ・介護老人保健施設
- ・有料老人ホーム
- ・社会福祉士養成施設 等

社会福祉事業(55条の2第4項第1号)

- ・特別養護老人ホーム
- ・保育所 等